



天王川公園カフェ・喫茶店設置等に向けた社会実験



出店の要綱

｜天テラス会場 2020年版｜

対象期間：令和2年9月5日（土）▶ 11月29日（日）の該当日

開催場所：天王川公園内 天テラス会場

問合せ：〒496-0857 愛知県津島市南門前町一丁目8番地1

一般社団法人津島市観光協会 横井 一雅 (Yokoi Kazunori)

携帯電話 090-3458-0140 TEL 0567-28-8051 FAX 0567-28-8371

E-mail : yokoi@tsushima-kankou.com

社会実験の概要

「日本の歴史公園100選」にも選定されている天王川公園は、今年で開設100周年を迎えました。丸池を中心とした四季折々の美しい風景があり、市民の暮らしに潤いを与える魅力ある公園です。また、現在のコロナ禍において、人々のライフスタイルや価値は大きく変化し、公園のあり方も変わりつつあります。本市は、こうした時代が大きく変化する中で、天王川公園の100年後も見据え、民間のノウハウや資金を活用したカフェ・喫茶店の設置等により、公園全体のさらなる魅力向上に取り組んでいきます。これに先立ち、時代にあった公園の魅力向上を図るため、キッチンカー等の屋外飲食店を試験的に設置し、アンケート調査等を実施して市民の声をお聞きすることにしました。

□ コロナ禍の「新しい生活様式」

今般のコロナ禍において密閉・密集・密接の3つの密を避ける「新しい生活様式」の定着が重要です。緑豊かで広大な屋外空間である天王川公園で余暇を過ごし、「新しい生活様式」を実践してみてください。

地場産品、愛知県内の食材の良さをつたえよう！

当地、当地域、愛知県内（愛知県産）で、とれている食材の豊富さ、質の良さを伝え、生産、調理及び消費の拡大活性を図るとともに愛知の農林水産業を応援する。

- <イ> 安全安心であること
- <ロ> 生産者・調理人・消費者が好循環すること
- <ハ> 独創性

食の安全と安心



出 店 条 件

- ① 本社会実験の概要及び本要綱を遵守していただける方のみ。
- ② 津島市内で購入した愛知県産の新鮮な農林水産物をつかっていることが必ず、証明できるレシート、領収書(写し)類【 別紙 01 】を提出すること。
- ③ 安全で安心して食べられること。
- ④ 一般社団法人津島市観光協会 会員登録 (@5000~) をすること。ただし、主催者及び当協会が、公益性等が非常に高い団体と判断した場合は、この限りでない。
- ⑤ 保健所許可の下記書類を提出すること。

「食品営業許可申請書(新規・継続)」の写し	1部
「営業設備の概要」の写し	1部
「食品営業許可証」の写し	1部

- ⑥ 10 日前には、出店品目等の連絡通知を当協会に情報提供し、許可をうけたもののみ出店できる。【 別紙 02 】
- ⑦ 当日の販売品目、売上等の報告を直ちに当協会にすること。【 別紙 02 】
本事業は社会実験であり、今後、主催者(津島市)がカフェ・喫茶店等の整備・運営を行う民間事業者を募集するにあたり、店舗名を伏せた上で、販売品目、売上等を公表します。
- ⑧ その他、目的達成に必要なもの。

添 付：愛知県内〇〇産が証明できる画像等添付【 別紙 01 】を提出すること。

ジャンル：①フード(調理) ②フード(販売のみ) ③当協会が認めたもの
形態：①キッチンカー ②タープ(簡易テント) ③当協会が認めたもの
出店協力：当日の飲食スペース(テント6張、テーブル1個/張、椅子4個/張)の設置・撤去に協力すること。

代理販売：当協会に代理販売を委託する場合は、下記のとおりとする。

項 目	販売手数料
・当協会に販売を委託される者 ※生もの、要冷蔵品、要冷凍品、外来種、 壊れ物等は受けません。	売上の25%(上限10,000円)を当協会へ納める。

※今回は社会実験であることから、出店協力、代理販売は上記のとおりとする。

出 店 申 請：上記の出店条件及び本要綱を遵守し、公序良俗に徹していただける方は、当該出店申請書にご記入のうえ、当事務局まで提出してください。

電 源：電源は、ありません。上下水道もありません。
プロパンガス：所轄消防本部の許可のもと実施可否となります。

搬入：午前9：00～ 午前9：45（検温の報告をお願いします）
搬出：午後3：15～ 午後4：00

随 行 車 両：天王川公園第3駐車場をご利用ください。

レイアウト：主催者及び当協会にて決定します。

選考：主催者及び当協会にて選考し決定します。会場の関係上、1日最大5店舗程度とします。諾否通知は、後日、当協会よりご連絡いたします。

出店許可証：当方で決定された出店者には、専用「出店許可証」【別紙03】を発行いたします。出店当日は、必ず明示してください。＜再発行不可、コピー不可、転売不可＞当協会が発行した「出店許可証」【別紙03】を当日、店舗の外部からわかりやすい場所に明示してください。

ターゲット：市民、当園利用者等。

雨 天：原則、中止です。

荒 天：主催者が地震、台風、暴風強風雨等気象庁の発表を鑑み、お客様並びに業者様の安全を考慮し、荒天と判断した場合「中止」となります。

※出店協力は、発生しません。

キャンセル：出店者の都合によるキャンセルがあった場合は、下表に定める。

キャンセル	と き	料 金 等
1	営業日の 20日前まで	次回以降の審査を主催者・当協会にて厳重に行う。
2	営業日の 10日前まで	出店予定日の飲食スペースの設置・撤去に協力すること。ただし、他の出店者で設置・撤去が十分に行える場合はこの限りでない。次回以降の審査を主催者・当協会にて厳重に行う。
3	営業日の 前日まで	出店予定日の飲食スペースの設置・撤去に協力すること。次回以降の審査を主催者・当協会にて厳重に行う。
4	営業日の 当日まで	出店予定日の飲食スペースの設置・撤去に協力すること。次回以降の審査を主催者・当協会にて厳重に行う。

コロナ対策：マスクの着用、小まめな手指消毒、接客箇所へのビニールシート等の設置等のコロナ対策を行ってください。また、当日、当協会に従事者の体温、健康状態の報告をお願いします。

- ゴミ** **ミ**：当日に出たゴミは、必ず各自でお持ち帰りください。
- 服装** **装**：市民、お客様に不快な思いをさせないもの。
- 営業補償**：悪天、予測不可能な気象、地震、当該ウイルス感染症発症等の場合でも売上の補償は、いたしません。
- 決済** **済**：ペイペイ等使用可能です。お客様とのトラブルは、出店者にて対応してください。

保険 **険**：キッチンカーオーナー、出店者各位は、「施設賠償責任保険」に加入し、施設の構造上の欠陥や管理の不備による対人・対物事故、施設の用法に伴う仕事の遂行上に不注意によって生じた対人・対物について補償に対応すること。

※ 上記範囲外の事故や怪我等については、各自の責任となります。当協会は、一切の責を負いません。

露店等営業規則について

(目的)

第1条 この露店等営業規則は、愛知県暴力団排除条例の主旨に従い、反社会的勢力を利することを防止し、露店等の営業の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持と「本調査事業」の健全運営を図ることを目的に、必要な事項を定める。

(露店等営業)

第2条 露店等を営業しようとするものは、あらかじめ、その露店等を営業しようとする者、店舗（キッチンカー等）ごとの責任者、使用人、バイト等の氏名・住所、生年月日、取扱う商品やサービス、その他 第1条の目的を達成するために当協会が規定する事項について専用の出店申請書に記入し、必要な書類一式を当事務局に提出し、「出店許可証」の発行を受けなければならない。

(照会)

第3条 当協会は、第1条の目的を達成するために露店等を営業する者の暴力団員等またその関係者か否かを関係機関に意見を聞くことができる。

(出店の諾否)

第4条 当協会は、審査の後、下記に該当するものには、出店を許可しない。

(1) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは、特殊知能暴力団、その他これらに準ずるものをいう。）である場合。

(2) 上記(1)に付し、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。

(出店許可証の明示)

第5条 露店等を営業する者は、当協会が発行した「出店許可証」を店舗の外部からわかりやすい場所に明示して、営業をおこなわなければならない。

(出店許可の取消し)

第6条 当協会は、次に挙げる各号において一つに該当する場合は、何ら催告もなく出店許可を取り消すことができる。合わせて退去を指示する。

- (1) 出店許可を受けた者が、反社会勢力であると判明した時点。
- (2) 出店許可を受けた者が、虚偽の申請と判明した時点。
- (3) 粗暴、卑劣な言動をお客様・来場者にむけて行為(トラブル)した時点。
- (4) 保健所の許可を受けていない品目をみうけた時点。
- (5) その他、当協会の指示に従わなかった時点。

(交代要員)

第7条 露店等の営業をしようとするものが、やむを得ず事前に申請した以外の者を従事する場合は、その人の住所・氏名・年齢等を当協会に提出しなければならない。

(火気取扱い)

第8条 火気の使用については事前に申請してください。消火器は原則、出店者にて設置してください。

(販売要員)

第9条 販売は、原則 出店者にて会計、釣り銭、記念カード、アンケート用紙の配布等をおこなってください。

(広報活動)

第10条 主催者及び当協会が会場内で撮影する写真は、公式HP、SNS、広報活動に使用する場合があります。

(帰属)

第11条 出店者の販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属します。

(トラブル)

第12条 イベント内で起きたいかなるトラブルについても主催者は、一切関与いたしません。

(所轄指示)

第13条 主催者、当協会及び保健所等より指示があった場合は、それに従った販売・営業及び中止をお願いします。

(その他)

第14条 本事業目的達成のための事項に従うこと。

以上



レシート、領収書の情報

店名（出店申請者）：

天テラス会場出店日：令和 2 年 月 日（ ）

ここにレシート、領収書等を貼付し、津島市観光協会事務局へ提出してください。（津島市内のお店で購入したことがわかるもの）



イメージ



イメージ



【領収書】

本日のご来店誠に有難うございます
パート・アルバイト大募集中！！
一緒に楽しく働きませんか？
お気軽にお問合せ下さい(^^♪
2020年08月21日(金)16:12 レシ0001

責№00022044渋谷

***** 再発行 *****
009435 *もも ¥798
009850 *有料レジ袋5円 ¥10
2コX単5
007809 * Y O おいしい赤た ¥258
007706 * 樽政本店 細切り焼 ¥198
008703 * 牛豚合挽ミンチ牛肉 ¥273
008702 * 若鶏ムネミンチ (国) ¥124
007417 * 日清フーズ フラワ ¥218
007511 * ホットケーキミック ¥188
009353 * 産直野菜 (伊藤さん) ¥175
007311 * プルドッグ 中濃ソ ¥218
009353 * 今村さんの野菜 ¥128
009348 * S P 中国産さといも ¥198
009348 * 使いきりバックさん ¥128
007314 * S B カレーパウダ ¥318
A009348 * 大豆水煮 ¥98
B007705 * きるあかりうどん ¥38

小計 ¥3,368
(外8% 消費税 ¥3,358)
外8% ¥268
(外10% 消費税 ¥10)
外10% ¥1
外税計 ¥269
(税合計 ¥269)
合計 ¥3,637

クレジット計 ¥3,637
お釣り ¥0
お買上点数 17点

イメージ

天王川公園カフェ・喫茶店設置等に向けた社会実験

出店品目 申請書並びに実績報告書

申請日：令和 2 年 ____ 月 ____ 日（ _____ ）

実施日：令和 2 年 ____ 月 ____ 日（ _____ ）

実施終了後、「実績・売上」を記入し、FAX 返信をお願いします。

保健所の許可をうけた品目であること。

	品 目	数量	実績	商品の特徴	価 格	売上
例	ハンバーガー 太陽の実	50 こ	48 こ	地場産品 自家野菜を使用 しています。	350 円	16,800 円
例	愛西市産 のナス	50 こ	25 こ	地場産品 隣接地域の野菜	110 円	2,750 円
1		こ	こ		円	円
2		こ	こ		円	円
3		こ	こ		円	円
4		こ	こ		円	円
合計		こ	こ		円	円

実施日の **10** 日前までにご提出をお願いします。

申請者： _____

連絡先： _____

津島市観光協会 FAX ▶ 0567 (28) 8371

出 店 許 可 証

許 可

み ほん

屋 号

～ 有 効 期 間 ～

● 月 ● 日 (土 曜) / ● 日 (日 曜)

公印無きものは無効です。

印

発行：一般社団法人津島市観光協会